

## 【記載例5】（贈与）

令和5年8月24日に非居住者へ対象資産の贈与をした方が、確定申告期限までに納税猶予の特例を適用して確定申告をする場合（贈与の時までに対象資産の譲渡等がない場合）

- 1 贈与者が贈与の時（令和5年8月24日）に有している対象資産（非居住者へ贈与した対象資産）
  - (1) 上場株式（銘柄等：A不動産）【上場株式等に該当】
    - ・「贈与の時の価額」 35,000,000円
    - ・「取得費」 15,000,000円
  - (2) 未公開株式（銘柄等：B興産）【一般株式等に該当】
    - ・「贈与の時の価額」 20,000,000円
    - ・「取得費」 10,000,000円
- 2 贈与者が贈与の時に有している対象資産（上記1以外の対象資産）  
上場株式（銘柄等：C電気）【上場株式等に該当】
  - ・「贈与の時の価額」 80,000,000円
- 3 給与収入
  - ・「収入金額」 16,950,000円
  - ・「所得金額」 15,000,000円

### 《記載手順》

確定申告期限までに提出

「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」を作成します。（2～3ページ参照）



「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。（4ページ参照）



「申告書第一表」、「申告書第二表」、「申告書第三表」を作成します。（5ページ参照）  
※ 申告書第一表及び第二表の記載方法は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」を参考にしてください。



「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を作成します。（6ページ参照）

※ この記載例は、実例に基づかない任意の金額又は簡単な設例に基づいて作成しています。記載方法がご不明な場合は、税務署にお尋ねください。

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【令和 5 年分】

整理番号

住所	〇市××町△△1-2-3		フリガナ氏名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号(連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職業	会社員	関与税理士名(電話)

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）		国外転出等の日前10年以内における国内在住期間
<input type="checkbox"/> 国外転出の場合 (所法60条の2)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 国外転出の日	__年__月__日	・ H25年 8月 24日 ～ R5年 8月 23日
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 国外転出の予定日 (国外転出の予定日から起算して3月前の日)	__年__月__日 (__年__月__日)	
<input checked="" type="checkbox"/> 贈与、相続又は遺贈の場合 (所法60条の3)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 贈与の日	R5年 8月 24日	・ __年__月__日 ～ __年__月__日
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 相続開始の日	__年__月__日	

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区分	氏名	住所（又は居所）
<input checked="" type="checkbox"/> 受贈者 <input type="checkbox"/> 相続人・受遺者	国税 花子	999, □□□□, △△, ○○○
<input type="checkbox"/> 受贈者 <input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)	
総合課税	事業所得(営業等)	円	円	円	
	雑所得				
	総合譲渡	短期			
		長期			
分離課税	一般株式等の譲渡	20,000,000	10,000,000	10,000,000	
	上場株式等の譲渡	35,000,000	15,000,000	20,000,000	
	先物取引				

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。

なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)	
総合課税	事業所得(営業等)	円	円	円	
	雑所得				
	総合譲渡	短期			
		長期			
分離課税	一般株式等の譲渡				
	上場株式等の譲渡				
	先物取引				

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

(資6-100-A4統一) R5.11

【令和二年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用】



【令和 5 年分】

## 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。  
 なお、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	〇市××町△△1-2-3		フリガナ 氏名	コクセイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職業	会社員	関与税理士名 (電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

## 1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	20,000,000	35,000,000
	その他の収入 ②		
	小計(①+②) ③	20,000,000	35,000,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額) ④	10,000,000	15,000,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
	⑥		
	小計(④から⑥までの計) ⑦	10,000,000	15,000,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。)		⑧	
差引金額(③-⑦-⑧) ⑨		10,000,000	20,000,000
特定投資株式の取得に要した金額等の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)		⑩	
所得金額(⑨-⑩) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。) (上場株式等について赤字の場合は△を付けて書いてください。)		10,000,000	20,000,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)		⑫	
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫)		10,000,000	20,000,000

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑨まで

特例適用条文

措法 条の

「上場株式等」の①欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付

この【記載例5】では、贈与の時までに株式等の譲渡がありません(また、2ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」に記載がありません)ので、2ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・一般株式等の譲渡」の収入金額等を「一般株式等」欄に記載し、「分離課税・上場株式等の譲渡」の収入金額等を「上場株式等」欄に記載してください。

(注) 贈与の時までに株式等の譲渡がある場合(納税猶予の特例の対象とならない金額がある場合)は、【記載例4】を参考に、その納税猶予の特例の対象とならない金額を上段にかっこ書で記載してください。



【令和 5 年分】

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

整理番号

住所	〇市××町△△1-2-3		フリガナ氏名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号(連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職業	会社員	関与税理士名(電話)

適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算			
所得金額	総合課税	事業(営業等) ①	
		雑 ②	
		総合譲渡・一時 ③	
		申告書第一表②から④対応分 計 ④	15,000,000
		総合課税の所得金額計(①+②+③+④) ⑤	15,000,000
分離課税	所得金額	申告書第三表⑥から⑩対応分 計 ⑥	
		一般株式等の譲渡 ⑦	
		上場株式等の譲渡 ⑧	
		上場株式等の配当等 ⑨	
		先物取引 ⑩	
申告書第三表⑪から⑬対応分 計 ⑪			
所得から差し引かれる金額(申告書第一表⑲)		⑫	2,480,000
課税される所得金額	⑤ 対応分 ⑬	12,520,000	
	⑥ 対応分 ⑭	,000	
	⑦⑧ 対応分 ⑮	,000	
	⑨ 対応分 ⑯	,000	
	⑩ 対応分 ⑰	,000	
	⑪ 対応分 ⑱	,000	
税金	⑬ 対応分 ⑰	2,595,600	
	⑱ 対応分 ⑳		

税金の計算	⑲から⑳までの合計 ㉕	2,595,600
	所得税額から差し引かれる金額(申告書第一表㉔から㉖対応分 計) ㉖	
	差引所得税額(㉕-㉖) ㉗	2,595,600
	災害減免額 ㉘	
	再差引所得税額(基準所得税額)(㉗-㉘) ㉙	2,595,600
	復興特別所得税額(㉙×2.1%) ㉚	54,507
	所得税及び復興特別所得税の額(㉙+㉚) ㉛	2,650,107
	外国税額控除等 ㉜	

納税猶予税額の計算		
(申告書第一表④⑤-④⑥-④⑦)の金額 ㉞	7,406,334	
(㉛-㉜)の金額 ㉟	2,650,107	
納税猶予分の所得税等(㉞-㉟)(※) ㊱	4,756,200	
申告書第一表 ㉝欄の金額 ㊲	4,594,500	
納税猶予税額	㊱<㊲…㊱の金額 ㊳	4,594,500
	㊱≥㊲…㊲の金額 ㊴	

※ ㊱の金額が負の場合は零

申告期限までに納付する金額		
㊲-㊳	㊴	00

○ 遺産分割等があり修正申告をする場合

遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)
遺産分割等の事由が生じた年月日	年 月 日
確定申告における納税猶予税額	㊵ 00
増加する納税猶予税額(㊴-㊵)	㊶ 00

《第一表(右中部)》

差引所得税額 (①-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫)	④①	7 2 5 4 0 0 0
災害減免額 ⑫	④②	
再差引所得税額(基準所得税額)(④①-⑫) ⑬	④③	7 2 5 4 0 0 0
復興特別所得税額(⑬×2.1%) ⑭	④④	1 5 2 3 3 4
所得税及び復興特別所得税の額(⑬+⑭) ⑮	④⑤	7 4 0 6 3 3 4
外国税額控除等 ㉜	㉜	
源泉徴収税額 ⑯	④⑧	2 8 1 1 8 0 0
申告納税額(⑮-⑯-⑰-⑱) ㉞	④⑨	4 5 9 4 5 0 0
予定納税額(第1期分・第2期分) ㉟	④⑩	
第3期分の税額(㉞-㉟) ㊱	④⑪	4 5 9 4 5 0 0
戻付される税金 ㊲	④⑫	△

なりますので、ご注意ください。

(資6-101-A4統一) R5.11

〔令和四年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用〕

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。